

忍城バスターミナルとやすらぎの里の間の「やすらぎ号」のルートを増やします

行田市社会福祉協議会では、「高齢者通いの場移動支援事業」として、自分で「通いの場」まで行くことができない高齢者などに対し、忍城バスターミナルと総合福祉会館「やすらぎの里」の間で、空き車両を活用した「やすらぎ号」での無料送迎を行っています。

このたび、4月1日(水)から、東ルートと西ルートの2ルートを加え、合計3ルートでの運行を開始します。

▶**運行日** ※祝日、年末年始は運休

- ①中央ルート
月～金曜日
- ②東ルート(荒木、須加、老人福祉センター永寿荘経由)
月・水・木曜日
- ③西ルート(南河原、老人福祉センター南河原荘、北河原経由)
火・金曜日

※運行時刻表など詳しくは社会福祉協議会ホームページをご確認ください。



社会福祉協議会ホームページ

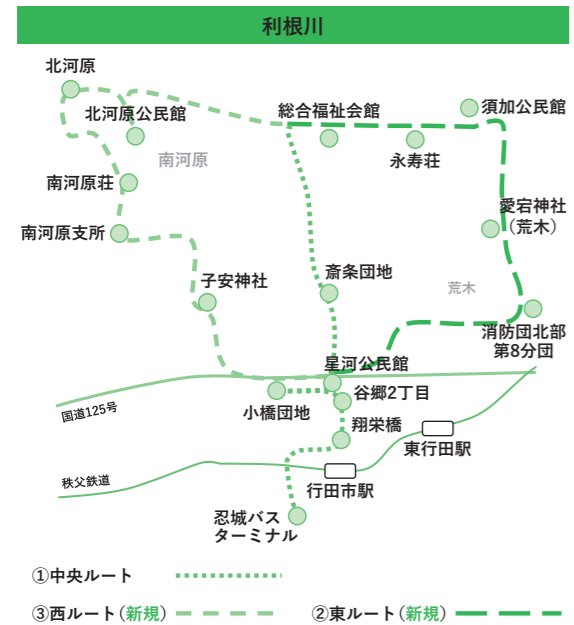
▶**利用できる方** おおむね65歳以上の方

▶**利用料** 無料

▶**利用方法**

社会福祉協議会の「やすらぎ号」が下図およびホームページ記載の乗降場所に停まります。※空き車両を活用した運行のため、乗車定員に達した場合はご希望に添えない場合もあります。

「やすらぎ号」運行ルートマップ(概略図)



▶**問い合わせ**
行田市社会福祉協議会 ☎557-5400
高齢者福祉課(内線290)

物価高騰支援 井戸水利用者へ支援金を支給します

物価高騰の影響などによる家計の負担軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内に在住する井戸水のみを利用する世帯に対し、水道の基本料金相当額を支給します。

▶**対象** 次の条件を満たす個人

- ・令和8年2月1日の基準日に市内に住所を有し居住する給水契約がない世帯
 - ・同じ住所に、この支援金の支給を受けた方がいないこと
- ※別々の建物(離れを除く)で居住する場合は対象となる場合があります。

▶**補助金額**

1世帯につき合計17,160円(メーター口径13ミリメートルの年間基本料金相当額)

▶**申請期間**

4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

▶**申請方法**

申請期間内に下記の申請書類を直接水道課または郵送で提出【郵送】〒361-0038 行田市前谷1-1(当日消印有効)

▶**申請時に必要なもの**

- ・行田市井戸水利用者物価高騰対策支援金申請書兼請求書(ホームページに掲載または水道課窓口で配布)
- ・本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの写し)
- ・申請者本人の振込先が分かる書類の写し(口座番号・口座名義が確認できる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面などの写し)

▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎553-0131

下水道管破損による交通規制を強化します

市報ぎょうだ2月号(No.956)でお知らせした長野1丁目および3丁目地内の下水道管の破損に伴う交通規制について、下水道管の埋設部分は『歩行者も含めて通行を規制する必要がある』との診断が専門家から示されました。

そのため、対策工事が実施され道路の安全が確保されるまでの間、歩道などの通行を除き、交通規制を強化します。周辺住民の皆さんには大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶**問い合わせ** 下水道課工務担当 ☎564-0303

川野健人氏、須永和宏氏が固定資産評価審査委員会委員に選任されました



川野 健人氏



須永 和宏氏

3月定例会市議会で同意を得て、固定資産評価審査委員会委員として川野健人氏(忍)、須永和宏氏(門井町)が選任されました。

▶**問い合わせ** 固定資産評価審査委員会(監査委員事務局内・内線324)

小学校の給食費を無償化します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校の給食費を無償化します。

▶**対象** 市立小学校に在籍する児童

※無償化により、児童の給食費の納付は不要になります。

▶**開始期日** 令和8年4月から

▶**問い合わせ** 学校給食センター ☎553-1114

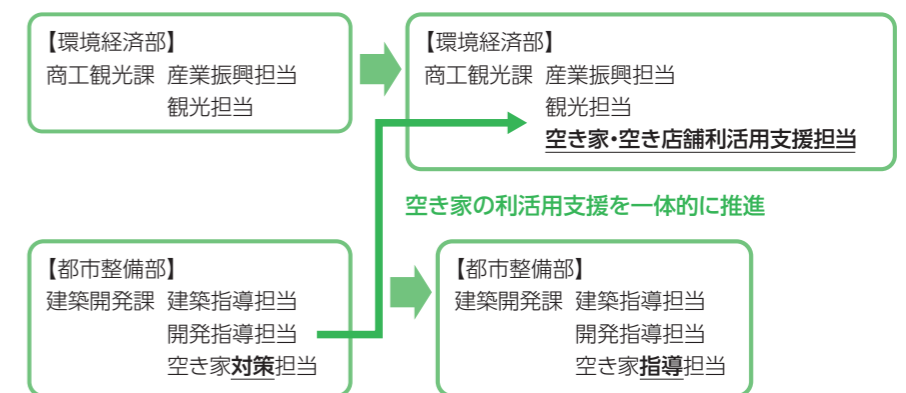
市役所の組織が一部変わりました

市役所の一部組織を4月1日(水)から次のとおり変更しました(変更箇所:下線部)。

▶**担当名の変更**

「空き家」と「空き店舗」の利活用支援を一体的に推進するため、商工観光課に「空き家・空き店舗利活用支援担当」を新設しました。

▶**問い合わせ** 企画政策課企画政策担当(内線309)



4月1日から農地転用許可の権限が埼玉県から移譲されました

これまで農地転用許可申請は農業委員会を経由して埼玉県へ進達し、埼玉県知事が許可を行っていました。

4月1日(水)からは、この農地転用許可について、農業委員会から市へ進達し、行田市市長が許可を行います(4ヘクタールを超える農地転用許可申請については、これまでどおり埼玉県知事が許可します)。

なお、申請の締切日は毎月1日へ変更となりますのでご注意ください(3条権利移動申請を含む)。

▶**問い合わせ** 農政課農業振興担当 ☎580-3013 または農業委員会事務局 ☎580-3014

行田市職員として一緒に働きませんか

令和8年10月1日採用および令和9年4月1日採用に係る職員採用試験(前期日程)を実施します。

市では、職員として行田市を盛り上げたい、住みやすいまちをつくりたいという意欲のある人材を求めています。

行田市をより良いまちにするため、自らの力を存分に発揮したいという熱意を持った皆さんのお申込みを心よりお待ちしております。

募集職種や試験内容などの詳細は、市ホームページ(4月上旬公表予定)をご確認ください。

▶**問い合わせ** 人事課人事給与担当(内線208)